

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第51号 概要

①件名	「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行に伴う個人情報保護制度の見直し」について
②実施機関	沖縄県知事（総務部総務私学課）
③諮問理由	沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第53条第2項の規定に該当
④諮問年月日	平成28年12月15日
⑤答申年月日	平成28年12月21日
⑥答申内容	<p>○ 審査会の結論</p> <p>地方公共団体は、個人情報保護法の趣旨に則り、それぞれの区域に応じた適正な取扱いを確保するために必要な施策を講じる責務を負っており、必要な施策には、法律の主旨に沿った条例改正も含まれる。また、番号法については、個人情報保護法等の一般法に対する特別法として位置付けられており、改正後の番号法と整合を図る必要がある。本審査会で審査したところ、法改正を踏まえた必要な措置が講じられていると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 個人情報の定義について 番号法の改正により、条例で定める事務についても情報連携が可能となったことから、条例で定める情報提供等記録の定義を法と整合させることは、適当であると認められる。</p> <p>(2) 訂正を行った場合の通知先の追加 番号法の改正により、条例で定める事務についても情報連携が可能となったことから、条例第36条の訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先に、「条例事務関係情報照会者」と「条例事務関係情報提供者」を加えることは適当であると認められる。</p> <p>(3) 小規模取扱事業者に係る関係規定の削除 個人情報保護法の改正に伴い、取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者が同法の適用を受けることとなるため、条例における関係規定を削除することは、適当であると認められる。</p>